

横手市

子育てファミリー支援事業

横手市では事後申請方式により実施しています

どんなことに使えるの？

小学校就学前の子どもが利用した次の(1)から(4)の事業に関する利用料が対象となります。
※横手市外の施設等を利用される場合は、事前にお問い合わせください。

- (1)一時預かり事業
(教育認定で既に施設に在園し、教育時間前後や長期休業期間に受ける一時預かりは除く)
- (2)病児保育事業、病後児保育事業
- (3)ファミリー・サポート・センター事業
- (4)子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

どこで使えるの？

次のサービスにご利用いただけます。各施設に事前に問い合わせのうえ、ご利用ください。

サービスの種類	施設名/事務局		所在地	電話番号
一時預かり	市内各保育施設等にお問い合わせください。(横手市ホームページでもご紹介しております)			
病児・病後児保育	病児	病児保育園 おひさま (伊藤小児科・内科医院)	横手市婦気大堤字谷地添7-1	0182-23-6477
	病後児	浅舞感恩講保育園	横手市平鹿町浅舞字浅舞221-1	0182-24-1148
ファミリー・サポート・センター	横手市ファミリー・サポート・センター		横手市駅前町1番21号 (横手市児童センター内)	0182-35-7211
子育て短期支援事業	横手市	子育て支援課	横手市中央町8-2(横手市役所)	0182-35-2133

使った後の手続きは？

サービス利用後、利用料を全額支払ったのちに、子育て支援課または各地域市民サービス課に申請書類を提出してください。

申請は、対象サービスを利用した日の属する年度末(3月31日)までに行ってください。

手続きに必要なものは？

- (1)子育てファミリー支援事業助成申請書
※子育て支援課または各地域局市民サービス課で配布、横手市ホームページからダウンロードもできます。
- (2)印鑑
- (3)領収書(対象事業の利用日および利用料金がわかるもの)
- (4)振込口座確認書類(金融機関、支店、口座番号、名義人がわかる通帳等)
- (5)別居の養育している子がいる場合は、別居している子の住民票及び生計同一であることがわかる書類(健康保険証の写し、源泉徴収票の写し等)

【お問合せ先】

横手市 子育て支援課

〒013-8601 横手市中央町8番2号

TEL 0182-35-2133